議案第30号

大野市U25夫婦支援事業実施要綱の一部改正案

令和5年3月27日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

提案理由

事業対象者等の見直しに伴い、定義に関する規定等を改正するため

大野市U25夫婦支援事業実施要綱(令和3年教育委員会告示第51号)の一部 を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

- に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 新婚夫婦 令和5年3月1日か ら令和6年3月31日までの間に 婚姻届を提出し、受理された夫婦 をいう。
 - (2) (略)

(交付対象者)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者 (以下「交付対象者」という。) は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各 号のいずれにも該当するものとす る。
 - (1) (略)
 - (2) 新婚夫婦の所得額(市町村長が 発行する直近の所得証明書に基づ

- 第2条 この要綱において、次の各号 | 第2条 この要綱において、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 新婚夫婦 令和4年4月1日か ら 令 和 5 年 3 月 3 1 日 ま で の 間 に 婚姻届を提出し、受理された夫婦 をいう。
 - (2) (略)

(交付対象者)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者 (以下「交付対象者」という。) は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各 号のいずれにも該当するものとす る。
 - (1) (略)
 - (2) 新婚夫婦の所得額(市町村長が 発行する直近の所得証明書に基づ

く夫婦の所得額の合計。以下「所 得額」という。)が500万円未 満(貸与型奨学金の返済を行って いる場合にあっては、所得額から 貸与型奨学金の年間返済額を控除 した金額が500万円未満)であ ること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

(支援金の交付申請及び請求)

第 5 条 支援金の交付を受けようとす │第 5 条 支援金の交付を受けようとす るものは、令和6年3月31日まで に、次に掲げる書類を添えて大野市 U 2 5 夫婦支援事業支援金交付申請 書兼請求書 (様式第1号。以下「申 請書兼請求書」という。)を市長に 提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4)(略)
- (5)(略)
- (6) (略)
- (7)(略)
- (略) (8)
- (9) (略)
- (10) (略)

附則

(この要綱の失効)

2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u> 2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第

く夫婦の所得額の合計。以下「所 得額」という。)が400万円未 満(貸与型奨学金の返済を行って いる場合にあっては、所得額から 貸与型奨学金の年間返済額を控除 した金額が400万円未満)であ ること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

(支援金の交付申請及び請求)

るものは、令和5年3月31日まで に、次に掲げる書類を添えて大野市 U 2 5 夫婦支援事業支援金交付申請 書兼請求書 (様式第1号。以下「申 請書兼請求書」という。)を市長に 提出しなければならない。

(1) \sim (3) (略)

(4) 申請者又は配偶者が無職の場合 は、離職した日がわかる書類

- <u>(5)</u> (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

附則

(この要綱の失効)

限り、その効力を失う。ただし、第

8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

8条に規定する事項については、同 日後もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の改正規定は、 令和5年4月1日から施行する。